

## 令和7年度 第1回 静岡市屋外広告物審議会 議事録

1 日時：2026年2月6日（金）午後3時00分～午後3時35分

2 場所：上下水道局庁舎 71AB 会議室

3 出席者：

- ・委員（10名）：小林会長、土屋委員（職務代理）、浅場委員、池谷委員、上野委員、内海委員、大畑委員、鈴木委員、深澤委員、松浦委員
- ・オブザーバー：飯田氏（静岡中央警察署 交通第一課長）
- ・事務局（景観まちづくり課）：小澤課長、柳生係長、北村、初川、五十嵐（都市デザイン係）

4 傍聴者：0人

5 議題：第1号議案 静岡市におけるデジタルサイネージの運用について

---

### 6 会議内容

小林会長：次に、第1号議案の説明を事務局からお願いいたします。

事務局：事務局の北村です。第1号議案「静岡市におけるデジタルサイネージの運用について」ご説明いたします。まず本日の説明に関連するデジタルサイネージの用語を紹介します。

- ・光度：光源からある方向に出る光の強さ（単位：カンデラ）
- ・輝度：光源の見た目のまぶしさ（単位：カンデラ毎平方メートル）。機器の出力はこの輝度で表現され、事業者との調整における重要な共通言語となります。
- ・照度：光を受けた場所の明るさ（単位：ルクス）。周囲への影響を確認する指標で、主に市側で確認することになります。

デジタルサイネージの盤面から距離が離れば、まぶしさや周囲への影響は少なくなります。

次に背景についてです。最近、各市町村でデジタルサイネージを規制する動きがあり、名古屋市、浜松市、三島市などで運用が始まっています。静岡市では今のところ新規申請は少ないため、既存事業者との施行・運用を通じて検討を進めたいと考えています。具体的には「明るさ」を主課題とし、動きや場面転換についても1年間かけて検証し、ガイドライン案を策定する。このような進め方の是非について審議会への意見聴取が今回の目的です。

「明るさ及びその他の内容（動き。場面転換）の検討の進め方」は以下の段階を経て進めます。

1. 輝度制限の指標設定：環境省の「光害対策ガイドライン」を参考に、地域ごとにデジタルサイネージの発光面の照度・輝度の指標を仮設定します。

2. **現況把握**：市内の設置状況と用途地域を重ね合わせ、住宅への影響を把握します。
3. **サンプルの抽出**：商業地域や住居系地域、設置高さの異なるものをピックアップして詳細を把握します。
4. **基準の検討・情報共有**：明るさの基準（E1～E4）を設定し、点滅の抑制や音量の目安（60～70 デシベル程度）など、安全上の配慮事項を事業者に共有します。
5. **施行協議**：事業者に協力を求め、1年間かけて輝度調整の影響を把握します。
6. **ガイドラインのまとめ**：結果をガイドライン案に反映します。

現状の課題として、環境省の指標より明るくても不快に感じないケースもあるため、中心市街地では基準を緩和するなど、実情に合わせた検討が必要だと考えています。

---

## 質疑応答・意見交換

**小林会長**： ありがとうございます。それでは、ご意見やご質問をお願いいたします。

**松浦委員（静岡商工会議所）**： 3点確認させてください。1つ目は、ガイドラインには行政としての強制力はないという認識でよろしいでしょうか。2つ目は、検討項目の全体像についてです。「明るさ」が主体とのことですが、他にどのような項目があるのでしょうか。3つ目は、対象となる大きさです。道端にあるような小さなものも含まれるのでしょうか。

**事務局**： 1点目について、ガイドラインに強制力はありませんが、既存事業者への働きかけとして、協力をお願いする形で運用案を示していきたいと考えています。

**事務局**： 2点目の全体像ですが、明るさ、設置場所、動き、音の大きさ、警察への事前相談、近隣住民への確認などを検討項目として考えています。まずは最も重要な「明るさ」を決めれば、ガイドラインの概ねはできてくると考えています。なお、コンテンツの内容については、現行の屋外広告物のルールと同様に制限を設けない方針です。

**事務局**： 3点目の大きさについては、既存の屋外広告物条例の基準に合わせます。各規制地域で申請が必要な面積に従っていただくことになります。

**深澤委員**： 浜松市や名古屋市では条例化されているのでしょうか。静岡市も同じ形を目指すのですか。

**事務局**： 浜松市と三島市は条例ではなくガイドライン（紙1枚のまとめ）での運用です。名古屋市は条例で細かく規制しています。静岡市としては、いきなり定めるのではなく、1年間の試行期間を経て慎重に進めていきたいと考えています。

**土屋委員(常葉大学)：**今は数が少なくても、今後勝手に作られてしまう可能性を考えると、何らかの一定の制限は考えておいたほうがいいかもしれません。一方で、公共性がある周囲を明るくしているようなケースには、行政が柔軟に判断できる仕組みがあると良いと思います。

**事務局：**ガイドラインの反応を見て、将来的な条例化を検討します。公共性のあるものへの配慮（適用除外など）についてもプラスアルファで検討させていただきます。

**小林会長：**コンテンツの内容についても、公衆への危害防止や社会的影響が大きいものについては、市として意見が言える形にしておくのが良いのではないのでしょうか。

**事務局：**ご意見として承ります。危害防止の観点から踏み込んだ検討が必要なケースについても検討させていただきます。

**上野委員(静岡中央警察署)：**警察の視点からですが、暗い地域でのサイネージは防犯に役立つ一方、夜間に少年がたむろする原因になる懸念もあります。三島市のガイドラインでは、「21時から5時までは表示を避ける」といった時間規制を設けている理由などをご存知でしょうか。また静岡市では時間制限についてどう考えていますか。

**事務局：**市街地以外の地域については、街中より輝度を下げるなどの調整を事業主と検討したいと考えています。時間規制の具体的な根拠については改めて調査しますが、静岡市でも事業者と協議し、夏時間・冬時間の設定なども含めて検討していきたいと考えています。

**大畑委員(デザイナー)：**近隣のサイネージは営業時間が終わると消えているので特に困っていませんが、やはり最低限のラインは決めておいていただきたいです。

**鈴木委員(協会)：**デジタルサイネージは現状では自家広告が多く、設置者がはっきりしていることが多いので、事業者としっかり調整し、実効性のあるきっちりとしたガイドラインを作りたいです。

**事務局：**事業者が遵守でき、かつ筋の通った運用案を目指します。

---

## 閉会

**小林会長：**ありがとうございました。他に意見はございませんね。以上で質疑を終了します。事務局は、本日いただいた意見を検討の上ガイドラインに反映し、途中で一度中間報告をお願いします。

**事務局：**小林会長、委員の皆様、ありがとうございました。いただいたご意見を反映し、来年度末の取りまとめに向けて、適切な時期に中間報告をさせていただきます。これをもって、令和7年度第1回静岡市屋外広告物審議会を閉会いたします。